

## 平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と、徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、平成 28 年度滋賀県スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が実施する平成 28 年度スマート・エコハウス普及促進事業補助金（以下「財団補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。
- 2 財団補助金の交付については、平成 28 年度滋賀県スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

### (財団補助対象事業)

- 第 2 条 「補助対象事業」とは、個人用既築住宅において、別表 1 に定める住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）の設置および一定額以上の省エネ製品または自立分散型エネルギーシステム（以下、総称して「省エネ製品等」という。）の購入をあわせて実施する事業、または、自立分散型エネルギーシステムを購入する事業をいう。
- 2 「既築住宅」とは、太陽光発電を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、太陽光発電の設置工事期間が重なっていないものとする。

### (財団補助対象事業者)

- 第 3 条 「財団補助対象事業者」とは、財団補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者をいう。
- ア 財団補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、住居（戸建住宅に限る。別荘は可とする。店舗、事務所等との兼用は可とする。）として自ら居住している者
- イ 滋賀県の県民税に未納がない者
- ウ 原則、平成 24 年度以降に淡海環境保全財団（もしくは滋賀県）個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金の交付申請登録完了通知を受けていない者
- エ 本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。（イ）において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (エ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(交付の対象および補助額等)

第4条 財団補助対象事業に要する経費のうち、財団が認める経費（以下、「財団補助対象経費」という。）および財団補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 財団補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

3 財団補助金は、1件の財団補助対象事業に対し1回限り交付するものとする。

4 財団補助金は、1人の財団補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 財団補助金の交付は、財団補助金により取得し、または効用の増加した財産を、財団補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(登録申込)

第6条 財団補助金の交付を受けようとする者は、第8条に規定する財団補助金交付申請書を提出するまでに財団補助金登録申込書(様式第1号)を財団に提出するものとする。

2 財団補助金登録申込書の受付は、別表3に定める期間内で先着順に行うが、財団が交付を受けた県補助金の範囲を相当に超える申込があった場合は、財団は受付を停止することができる。

(登録通知)

第7条 財団は、前条に規定する財団補助金登録申込書の提出があったときは、申込書の提出があった日から30日以内に財団補助金登録完了通知(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 財団補助金の交付の申請をしようとする者は、平成29年2月20日までに、次の各号に掲げる添付書類を添えて、財団補助金交付申請書(様式第3号)を財団に提出しなければならない。(平成29年2月20日17時15分(財団終業時間)までに財団に到着したものに限り受け付ける。)

- (1) 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の設備認定通知書のコピー
- (2) 太陽光発電の領収書のコピー
- (3) 電力需給契約書のコピー
- (4) 太陽光発電設備調書(様式第4号)
- (5) 太陽光発電の出力対比表のコピー
- (6) パワーコンディショナのカatalog等のコピー(品番、出力のわかるもの)
- (7) 省エネ製品等の要件(別表1)を満たしていることがわかる書類(catalog等)のコピー
- (8) 省エネ製品等の領収書のコピー(購入者名、品名、品番、販売店名・販売店住所が

わかるもの)

(9) 工事完了証明書 (様式第 5 号)

(10) 振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー (金融機関名、口座番号・名義がわかるもの)

(11) 太陽光発電設置後写真、省エネ製品等設置後写真

(12) 「住民票の写し」 (提出日から 3 ヶ月以内に発行された現住所のもの)

(13) 平成 27 年度住民税 (県民税) の納税証明書

(14) (別荘に太陽光発電を設置した場合) 建物の登記簿謄本 (建物の所有者が申請者であり、建物の種類が「居宅」であることを証明できるもの)

(15) その他理事長が必要と認めるもの

2 財団補助金交付申請書の受付は、県補助金の範囲内において先着順に行うが、県補助金の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了 (財団の営業時間内に受付したものに限り) し、翌日以降の財団補助金交付申請書は返却する。

また、県補助金の範囲を超えた受付日に提出のあった財団補助金交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は財団補助金交付申請書を返却する。

(実績報告書)

第 9 条 実績報告書については、第 11 条第 1 項の交付決定があった場合、前条第 1 項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとする。

(交付請求書)

第 10 条 交付請求書については、第 11 条第 1 項の額の確定があった場合、第 8 条第 1 項に規定する交付申請書をもって提出があったものとする。

(補助金の交付決定)

第 11 条 財団は、財団補助金交付申請書 (兼 実績報告書、交付請求書) に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、財団補助金を交付すべきと認めたときは、申請書の提出のあった日から 30 日以内に、財団補助金の交付決定および額の確定 (様式第 6 号) を行うものとする。

2 財団は、財団補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して財団補助金不交付決定通知書 (様式第 7 号) により、申請者に通知するものとする。

3

(工事日および購入日)

第 12 条 太陽光発電の設置工事着工日および省エネ製品等の購入日は、いずれも平成 28 年 4 月 1 日以後でなければならない。

2 太陽光発電システムの設置工事完了日および省エネ製品等の購入日は、いずれも平成 29 年 1 月 31 日以前でなければならない。

3 前 3 項の場合において、省エネ製品等の購入日は、当該省エネ製品等の領収書の発行日とし、太陽光発電の設置の工事完了日は、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日とする。

(登録の取下げ)

第 13 条 第 5 条に基づき申請登録を行った者が、登録を取り下げるときは、その旨を記載した書面（様式第 8 号）を財団に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 14 条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して 15 日以内とし、その旨を記載した書面（様式第 9 号）を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 財団は、財団補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 第 2 条第 4 号エ（ア）から（カ）までのいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく財団の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第 16 条 財団は、前条の規定により財団補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに財団補助金が交付されているときは、財団補助事業者に対し、財団補助金の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第 17 条 財団は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて財団補助対象事業者等に対して報告を求め、または現地調査を行うことができるものとする。

(手続代行者)

第 18 条 財団補助対象事業者は、第 9 条第 1 項の財団補助金交付申請書の提出について、財団補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

- 2 財団補助対象事業者は、前項の委任を行う場合は、様式第 3 号において代行者に係る情報を記載しなければならない。
- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ財団補助対象事業者に関して得た情報を、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 4 財団は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産の処分の制限)

第 19 条 財団補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間において、財団補助事業に係る太陽光発電を財団補助金の交付の目的に反して使用し、または処分する場合は、財産処

分承認申請書（様式第 10 号）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

（データ等の提供）

第 20 条 財団は、第 1 条第 1 項の規定による目的に必要な範囲において、財団補助事業者に対し、太陽光発電の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 財団補助事業者は、財団が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、財団が別に定める。

附則

この要綱は平成 28 年 6 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助金に適用する。

別表1（第2条関係）

製品名	要件	
住宅用太陽光発電システム	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項に定める再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたものであり、次の数値のうちいずれかが10kW未満（増設の場合においては、既設分を含めて10kW未満）であるシステムをいう。</p> <p>ア 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽光モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、「JIS」という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC（国際電気標準会議）等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）。</p> <p>イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。）。</p>	
省エネ製品	自然冷媒（CO <sub>2</sub> ）ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	<p>ふろ保温機能がある機種は年間給湯保温効率（JIS）が2.7以上、ふろ保温機能がない機種は年間給湯効率（JIS）が3.1以上であること。</p> <p>（社）日本冷凍空調工業会規格（JRA4050）の評価に基づく性能表示の場合は、年間給湯効率（JRA）が3.1以上であること。</p>
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること。
	ハイブリッド給湯器	空気熱源ヒートポンプとガス熱源器を組み合わせた給湯器で、ガス熱源器の給湯効率が90%以上であること。
	LED照明器具	<p>当該住宅に取り付けて使用するものであること。</p> <p>※光源（電球等）のみのもの、持ち運びが可能なもの（スタンドライト等）、電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外。</p>
	エアコン	省エネルギーラベリング制度における省エネ基準達成率が121%以上であること。
	エネルギー管理システム（HEMS）	<p>エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。</p> <p>一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p>
窓断熱（ガラス交換、内窓設置、外窓交換）	一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「平成27年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」の補助対象製品であること。	

自立分散型エネルギーシステム	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会が実施する「平成28年度民生用燃料電池導入支援補助金」において、補助対象システムとして指定された機器であること。
	家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（エコウィル）	ガスエンジンユニットのJIS規格に基づく総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
	家庭用蓄電池	住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。  JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの。  蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。
	V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）	一般社団法人次世代自動車振興センターの「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助対象機器として指定されたものであり、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。
	太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。

【上記以外の要件等】

(1)財団補助対象事業となるのは以下のいずれかの場合とする。

メニュー①：太陽光発電システムの設置と併せて省エネ製品を購入する場合。

メニュー②：自立分散型エネルギーシステムを購入する場合。ただし、単独で自立運転機能が無い場合は、太陽光発電システムを既設していることを条件とする。

メニュー③：太陽光発電システムの設置と併せて自立分散型エネルギーシステムを購入する場合。

(2)財団補助対象事業の対象とする太陽光発電システム、省エネ製品等はいずれも未使用であること。

(3)省エネ製品を購入する場合は、合計額が2万円以上（設置工事費、消費税を除く。）であること。

(4)太陽光発電の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、省エネ製品等の購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。

別表 2 (第 4 条関係)

<p>財団補助対象 経費</p>	<p>太陽光発電の設置に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）および省エネ製品等の購入に要した経費（設置工事費、消費税および地方消費税は除く。）</p>
<p>財団補助金額</p>	<p>財団補助対象事業の種類によって、財団補助金額を以下のとおりとする。</p> <p>メニュー①：太陽光発電の設置と併せて省エネ製品を購入する場合          設置する太陽光発電の公称最大出力に 1 kWあたり 2 万円を乗じた金額と 5 万円のいずれか低い額とする。</p> <p>メニュー②：自立分散型エネルギーシステムを購入する場合          システムの購入価格に10分の 1 を乗じて得た額と各システムの補助上限額のいずれか低い額とする。</p> <p>[上限額]          エネファーム 10万円、 エコウィル 4 万円、          家庭用蓄電池 10万円、 V2H 4 万円、          太陽熱利用システム 4 万円</p> <p>メニュー③：太陽光発電の設置と併せて自立分散型エネルギーシステムを購入する場合          メニュー①とメニュー②の合計額とする。</p> <p>ただし、次の A の額の 3 分の 1 以内とする。  <math>A = a - b</math>          a：財団補助対象経費          b：財団補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額</p> <p>※ 1 自立分散型エネルギーシステムを購入する事業が予算額（19,300,000円）を超える分については、当該補助金額を省エネ製品を購入する場合（メニュー①）と同様に扱う。</p> <p>※ 2 窓断熱については、省エネ住宅ポイント（1ポイントあたり 1円とする）も他の補助金等を含む。</p>



別表 3 (第 6 条関係)

第一次受付期間	平成 28 年 6 月 1 日 (水) ~平成 28 年 7 月 29 日 (金)
第二次受付期間	平成 28 年 8 月 1 日 (月) ~平成 28 年 10 月 31 日 (月)
第三次受付期間	平成 28 年 11 月 1 日 (火) ~平成 29 年 1 月 13 日 (金)
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公募期間内は随時受け付けることとする。</li><li>・ 各受付期間の途中であっても、予算額を相当に超える登録があった場合は、受付を中止する場合がある。</li><li>・ 第三次受付を実施する場合は、平成 24 年度以降に淡海環境保全財団 (もしくは滋賀県) 個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金の交付申請登録完了通知を受けている者で、当該補助金の交付を受けていない者についても財団補助対象事業者とする。</li></ul>

事務局整理番号：

※申込者は記入しないでください。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

申込者 氏 名 印

平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金登録申込書

平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第6条  
の規定に基づき、標記補助金の登録の申込をします。


(フリガナ) 申込者氏名			
申込者住所	〒 -		
TEL	- -	FAX	- -
太陽光発電の最大出力	kW ※小数第2位まで。		
省エネ製品等 (購入予定)	補助対象とするもの(1か所)にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 自然冷媒(CO <sub>2</sub> )ヒートポンプ給湯機(エコキュート) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> LED照明器具 <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> エネルギー管理システム(HEMS) <input type="checkbox"/> 窓断熱 <input type="checkbox"/> <u>家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)</u> <input type="checkbox"/> <u>家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム(エコウィル)</u> <input type="checkbox"/> <u>家庭用蓄電池</u> <input type="checkbox"/> <u>V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)</u> <input type="checkbox"/> <u>太陽熱利用システム</u> ※購入金額が2万円以上であること。(複数購入可。設置工事費、消費税除く。)		
自立分散型製品(下線) を購入(購入予定) される方に	太陽光発電システムを新規に設置されない場合、該当する項目にチェック してください。(1か所以上のチェックが必要です。) <input type="checkbox"/> 停電時自立運転が可能(蓄電池及びV2Hは該当しません) <input type="checkbox"/> すでに太陽光発電システムを設置		

工事日及び 購入日	太陽光発電	工事着工予定日	工事完了予定日（電力需給契約開始予定日）
		平成 年 月 日	平成 年 月 日
	省エネ製品 等	購入予定日	
		平成 年 月 日	
※太陽光発電の工事着工日は、平成28年4月1日以降、工事完了日は平成29年1月31日以前であること。 省エネ製品等の購入日は、平成28年4月1日以降、平成29年1月31日以前であること。			
施工者及び 購入店	太陽光発電 設置工事	施工者（予定）	施工者所在地
	省エネ製品 等	購入店（予定）	購入店所在地
	※太陽光発電設置施工者、省エネ製品等購入店が県内事業者、県内販売店であること。		
要件チェック		<p>※要件に該当するかチェックしてください。 （交付申請するには、全てに該当することが必要です。）</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業を実施する建物が県内に所在し、住居として居住します。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人用既築住宅（戸建住宅）への太陽光発電の設置とあわせて、省エネ製品等の2万円以上の購入を行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電の設置と省エネ製品等の購入は、平成28年4月1日以後に実施し、平成29年1月31日までに完了します。</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光発電の設置の施工者は県内事業者です。</p> <p><input type="checkbox"/> 省エネ製品等の購入店は県内販売店です。</p> <p><input type="checkbox"/> 住民税（県民税）に未納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金の交付申請登録完了通知を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 交付要綱第3条エに規定する暴力団員等ではありません。財団が必要と認める場合には、滋賀県警察本部に照会することを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の点について承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録は補助金の交付を約束するものではありません。</li> <li>・交付決定は補助金交付申請書の先着順で行います。</li> <li>・予算の範囲を超えた受付日をもって交付申請書の受付を終了します。</li> </ul>	

様式第2号（第7条関係）

淡 環 第 号  
平成 年( 年) 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金の登録の完了について（通知）

平成 年 月 日付けで申込のあった平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の登録については、同補助金交付要綱第7条により、下記のとおり登録されましたので、通知します。

なお、本登録は交付申請の意向を把握するためのものであり、交付を約束するものではありません。補助金交付申請書の受付は、予算の範囲内において先着順に行い、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了します。予算の範囲を超えた受付日に提出のあった交付申請書については、抽選をもって申請の可否を決定します。（残り交付予定件数は財団のホームページ上に掲載します。）

交付申請書は補助対象事業完了後、平成29年2月20日（月）までに淡海環境保全財団（必着）まで提出してください。

工事の変更等により交付申請書が提出できなくなった場合は、様式第8号により、登録の取り下げを行ってください。

記

登録番号

番

様式第4号（第8条関係）

太陽光発電設備調書

新設・既設それぞれのシステムについて、表を分けて記載すること。

（パワーコンディショナが複数台ある場合には、パワーコンディショナごとに表を分け、太陽電池モジュールの接続状況を記載ください。）

申請者氏名 \_\_\_\_\_

[ 新設 ・ 既設 ]

パワーコンディショナ1	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

[ 新設 ・ 既設 ]

パワーコンディショナ2	製造者	製品型式	定格出力			
			kW			
太陽電池 モジュール		製造者	製品型式	公称最大出力	枚数	小計
	1			W	枚	W
	2			W	枚	W
	3			W	枚	W
	4			W	枚	W
	5			W	枚	W
	6			W	枚	W
						合計

様式第5号（第8条関係）

工事完了証明書（太陽光発電システム設置工事）

下記申請者の太陽光発電システム設置工事については、下記のとおり工事を行ったことを証明します。

平成 年 月 日 工事施工者  
▲完了日以降であること 代 表 者  
所 在 地

印

▲県内事業者であること。

電 話

申請者		
太陽光発電システム 設置工事を実施した 住宅の住所		
工事期間	着工日	完了日
	平成 年 月 日	平成 年 月 日 ※電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号  
平成 年( 年) 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金の交付決定および額の確定について (通知)

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

なお、交付金については、平成 年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記


交付決定額 円

額の確定額 円

様式第7号（第11条関係）

第 号  
平成 年( 年) 月 日

〇〇 〇〇 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 

平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金については、平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由



様式第 8 号 (第 13 条関係)

平成 年( 年) 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金における登録の取下げについて

平成 年 月 日付け第 号で登録を受けた標記補助金について、平成 28 年度淡海環  
境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下  
記の理由をもって登録の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

様式第9号（第14条関係）

平成 年（ 年） 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

印

平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金における交付申請の取下げについて

平成 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、平成28年度淡  
海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第14条の規定によ  
り、下記の理由をもって交付申請の取下げを申請します。

記

1. 取下げの理由

様式第 10 号 (第 19 条関係)

平成 年( 年) 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

住 所

(フリガナ)

申請者 氏 名

印

平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助  
金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分  
したいので、平成 28 年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付  
要綱第 19 条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由